

平成30年12月14日

亀岡市議会議長 湊 泰孝 様

発議者 西口 純生

木曾 利廣

田中 豊

藤本 弘

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

下水道施設の改築・更新に係る国庫補助の継続に関する意見書（案）

亀岡市では、昭和49年に公共下水道事業に着手し、昭和58年3月には待望の供用開始を行い、積極的に事業を推進してきた。近年においては、これにより整備された下水道施設が、順次、標準耐用年数を迎え、その改築・更新のための財源確保が大きな課題となってきた。

しかしながら、国の財政制度等審議会においては下水道事業について、受益者負担の観点から下水道施設の改築・更新は原則として使用料で賄うべきとの提言がなされ、平成30年度予算では未普及解消と雨水対策に国庫補助が重点配分され、老朽化施設の改築・更新は重点化の対象外とされたところである。

今後、老朽化した下水道施設への改築・更新に係る国庫補助が削減又は廃止されることとなると老朽化対策が滞り、下水道施設の維持管理が困難になるため、下水道使用料の大幅な増額改定をせざるを得なくなり、市民生活に重大な影響を及ぼす深刻な事態と受け止めている。

下水道施設は、住民生活に必須のライフラインであり、地域から汚水を排除することによって公衆衛生を確保するとともに、汚水を浄化・放流することによって公共用水域の水質保全など、公共性が高い役割を担っている事業である。この役割は、新設時も改築時も変わるものではなく、下水道の公共的役割に対する国の当然の義務として、今後も国の支援が不可欠である。

よって、国におかれては、下水道事業の継続的かつ計画的な遂行により、将来にわたり市民生活や社会経済活動を守り、快適な暮らしを支えるとともに公共用水域の水質を保全することができるよう、下水道施設の改築・更新にかかる国庫補助を継続するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月14日

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
国土交通大臣		

亀岡市議会議員 湊 泰孝